

## 戸田市イクボス共同宣言企業登録実施要綱

令和元年7月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「働きやすいまち とだ」の実現を目指し、イクボス宣言を行った企業、団体等（以下「企業等」という。）を市が登録し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてイクボス宣言とは、企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進を当該企業等の代表者、管理者等が宣言するものをいう。

(登録要件)

第3条 イクボス宣言を行った企業等として登録できるものは、市内に本社、本店又は事業の拠点があり、市内において事業活動を行い、かつ、正規の社員又は職員を2名以上雇用している企業又は団体とし、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 企業等の代表者、管理職等が、イクボス宣言の内容を理解し、イクボス宣言を行っていること。
- (2) イクボス宣言文、取組内容及びイクボス宣言時の写真を公表することに同意すること。
- (3) 企業等は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を行っていないこと。

(登録の申込等)

第4条 イクボス宣言を行った企業等として登録しようとするものは、「戸田市イクボス共同宣言企業」登録申込書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定による申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認めるときは、戸田市イクボス共同宣言企業（以下「共同宣言企業」

という。)として決定し、戸田市イクボス共同宣言企業登録台帳(第2号様式)に登録するものとする。

3 市長は、共同宣言企業に対し、戸田市イクボス共同宣言(第3号様式)を交付するものとする。

4 共同宣言企業は、戸田市イクボス共同宣言企業ロゴマークを使用することができる。

(登録の変更)

第5条 共同宣言企業は、前条第1項の規定による申込みの内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「戸田市イクボス共同宣言企業」登録変更届出書(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第6条 共同宣言企業は、登録を辞退しようとするときは、「戸田市イクボス共同宣言企業」登録辞退届出書(第5号様式)を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、共同宣言企業が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たさないこととなったとき

(2) 共同宣言企業として適当でないと市長が認めたとき

(共同宣言企業の広報)

第8条 市長は、共同宣言企業の名称、取組等について、市ホームページ等により広報するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、戸田市イクボス共同宣言(平成30年戸経第1501号)を行った企業等は、第4条第2項の規定により共同宣言企業として決定されたものとみなす。